

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
定価 1箇月2,100円
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規 則

○消防賞じゆつ金規則の一部を改正する規則 (消 防 課) 一

告 示

○非常勤職員公務災害補償等条例に基づく身体障害者療護施設に準ずる施設の一部改正 (職員厚生課) 一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO活動促進室) 一

○生活保護法による施術者の指定 (社会福祉課) 二

○農業振興地域の指定 (農業振興課) 二

○昭和四十五年宮城県告示第二百三十四号(農業振興地域の指定)の一部改正 (同) 五

○昭和四十七年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)の一部改正 (同) 五

○保安林の指定の予定(三件) (森林整備課) 六

○道路の区域変更 (道路課) 六

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 七

○土砂災害警戒区域の指定 (同) 七

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (大崎地方振興事務所) 八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (県立大学室) 八

○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 一〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (同) 一〇

選挙管理委員会

○個人演説会等の公営施設の告示の一部改正

規 則

消防賞じゆつ金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

消防賞じゆつ金規則の一部を改正する規則

消防賞じゆつ金規則(昭和四十七年宮城県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条」を「第十一条」に、「第十五条の二」を「第十九条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第千十四号

非常勤職員公務災害補償等条例に基づく身体障害者療護施設に準ずる施設の一部改正

平成十八年宮城県告示第五百六十三号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく身体障害者療護施設に準ずる施設)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第十条の二第一項第二号」を「第十条の二第一項第三号」に改める。

第三号を削る。

○宮城県告示第千十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 秋保福祉会 しゃくなげ苑

1 代表者の氏名 二瓶 恒男

2 主たる事務所の所在地 仙台市太白区秋保町長袋字大原百七十五番地

3 定款に記載された目的
この法人は、身障・知的・精神・難病等の障害を持つ人が安心して集い、障害者同士の相互援助と自己実現を目指し、生き生きとした豊かな生活が過こせる場作りの援助・支援に寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日
平成十八年九月十一日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 多夢多夢舎中山工房

1 代表者の氏名
佐藤 郁子

2 主たる事務所の所在地
仙台市青葉区中山二丁目十八番五号

3 定款に記載された目的
この法人は、障害をもった方々に対して、地域活動支援センターに関する事業を行い、障害を持った利用者地域に寄与することを目的とする。

4 申請のあった年月日
平成十八年九月十四日

○宮城県告示第千十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術者の名称）	施 術 者 の 所 在 地	指 定 年 月 日
阿部悠一 （うみかぜ接骨院）	石巻市貞山一・十・十六	平成十八年七月二十四日
柿本昌志 （柿本整骨院）	巨理郡巨理町字中町東百九十一・百二	平成十八年七月三十一日

○宮城県告示第千十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、加美町に係る農業振興地域を次のように指定する。

その関係図面は、宮城県庁（産業経済部農業振興課）及び大崎地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加美町

加美町のうちに掲げる区域

字赤塚、字一本杉、字葉師堂、字矢越、字漆沢野中、字漆沢野下、字漆沢野岸、字漆沢沢口、字漆沢宿、字漆沢浦、字漆沢宿尻、字漆沢筒砂子、字漆沢宇津野、字漆沢川原、字漆沢長坂、字漆沢柏木、字漆沢宇卜沢、字漆沢渡戸、字漆沢下渡戸、字漆沢平、字漆沢赤坂、字門沢沼頭平、字門沢間坂、字門沢宿、字門沢浦、字門沢浦一番、字門沢宿一番、字門沢山岸、字門沢下窪、字門沢羽場、字門沢谷地田、字門沢二ツ壇、字門沢渡ノ沢、字門沢二ツ壇一番、字原三本松、字伯治、字松田、字水芋焼野、字水芋山岸一番、字水芋西野、字水芋日照、字水芋屋敷、字水芋山岸、字水芋下窪、字芋沢柳沢、字芋沢柳沢浦、字芋沢松坂、字芋沢棚畑一番、字芋沢下馬坂、字芋沢棚畑、字芋沢南平、字芋沢北平一番、字芋沢北平、字芋沢上野田、字芋沢開場、字芋沢小土山、字芋沢久保田、字芋沢西柏原、字芋沢柏原、字芋沢羽場田、字芋沢伊上、字小瀬川原一番、字芋沢矢坪、字芋沢矢坪浦、字芋沢棚木、字芋沢植村、字芋沢谷地田、字芋沢上清水川、字芋沢欠下、字芋沢家ノ下、字芋沢川原、字原渡ノ沢、字原小長坂、字原渡ノ沢一番、字藤兵衛前、字原大谷地、字原上野屋敷、字原反目、字原大橋、字原反目北、字原中谷地、字原鯉橋、字原北谷地、字原大谷地北浦、字原反目南、字滝下、字藤兵衛、字原長谷地一番、字原八幡堂西一番、字原長谷地、字小瀬蟹沢、字小瀬川原、字小瀬中野、字小瀬上河原、字小瀬坂下、字小瀬屋敷、字小瀬岩城上、字小瀬清水田、字小瀬新坂、字小瀬川坂、字小瀬下田、字小瀬岩城下、字小瀬下原前、字小瀬下原東、字芋沢岩城、字芋沢向田、字原八幡堂西、字原八幡堂、字原北原、字原沢目田一番、字原矢倉浦、字原沢田、字原矢倉前、字原東、字原仁平屋敷、字原大曲浦、字原瀬清水、字原板橋前、字原家西、字原庄右衛門、字原南原、字原樋口、字原上新田、字原浦田、字原屋敷、字原街道端、字原堤田、字原下矢倉、字原矢倉東、字原台ノ根、字原天公沢、字原台崎西北、字原台崎西中、字原台崎南東、字原台崎屋敷、字原赤堀、字原空沼前、字原壇原西、字原宮崎道下、字長清水二ツ塚、字長清水北一番、字長清水下内田、字長清水土手ノ内一番、字長清水上内田、字長清水北、字長清水大西、字長清水南、字長清水北一番、字長清水南一番、字長清水畑中、字長清水角田、字上野目指橋、字上野目堰下、字上野目権現、字上野目家中裏、字上野目板橋前、字上野目指橋一番、字上野目宮ノ上、字上ノ目宮ノ前、字上野目舟橋、字上野目西野々、字上野目桑畑一番、字上野目桑畑二番、字上野目上野々、字上野目梶賀沢、字上野目大道端、字上野目谷地田、字上野目竹原、字上野目石名坂、字上野目久保、字上野目高畑、字上野目新堀、字上野目下新堀、字上野目中ノ内、字上野目長清水南、字上野目深草、字上野目畑中一番、字上野目中ノ内前一番、字上野目薬師堂、字上野目畑中、字上野目江向、字上野目皆伝寺、字上野目小林、字上野目皆伝寺東、字上野目皆伝寺一番、字上野目保室西、字上野目天王下、字上野目保室、字上野目清水端、字上野目水沼、字上野目河原、字上野目水沼東、字上野目大宮、字上野目水沼向、字上野目六沢、字上野目六沢一番、字芋沢勝山、字芋沢馬ヶ峰、字芋沢遅沢、字芋沢葉来原、字芋沢大又、字芋沢横欠、字芋沢柏木平、字味ヶ袋川原、字味ヶ袋神明下一番、字味ヶ袋打越、字味ヶ袋上清水、字味ヶ袋荒立、字味ヶ袋神明

下、字味ヶ袋水沢、字味ヶ袋新坂、字味ヶ袋志田、字味ヶ袋志田前、字味ヶ袋輪野、字味ヶ袋田野沢、
 字味ヶ袋用水御林、字味ヶ袋葉来原、字味ヶ袋孫屋敷、字味ヶ袋坂下、字味ヶ袋蟹沢浦、字味ヶ袋弥
 助前、字味ヶ袋蟹沢、字味ヶ袋大善壇、字味ヶ袋栗木壇、字味ヶ袋田中前、字味ヶ袋堰ノ内、字鹿原
 立板上ノ原、字鹿原東田、字鹿原岩下、字鹿原田羅目記、字鹿原川端、字鹿原山下、字鹿原長畑、字
 鹿原長畑一番、字鹿原糸々、字鹿原長畑二ノ、字鹿原下台野、字鹿原田谷地二ノ、字鹿原葡萄沢、字
 鹿原札場、字鹿原熊野堂、字鹿原北浦、字鹿原下北村、字鹿原西野、字鹿原久保田、字鹿原鹿原、字
 鹿原中村西田、字鹿原西ノ西、字鹿原西原、字西原互原、字鹿原御伊勢宮、字鹿原鹿原一番、字鹿原
 南田、字鹿原向畑、字鹿原谷地袋、字鹿原南原、字鹿原水堀、字鹿原松下、字鹿原川袋、字鹿原公見、
 字鹿原北村、字鹿原新田、字鹿原森合、字鹿原堰下、字鹿原峰崎、字鹿原四枚田、字鹿原中村、字鹿
 原大切、字鹿原堰端、字鹿原向田、字鹿原中小田刈、字鹿原峰山、字鹿原赤坂原、字鹿原川前、字鹿
 原首戸、字鹿原日陰、字鹿原昼ヶ坂、字鹿原南向、字鹿原柏木林、字鹿原北向、字鹿原永沢一番、字
 鹿原永沢、字鹿原源治郎、字鹿原坂下、字鹿原坂下一番、字鹿原家北、字鹿原前田、字鹿原北原、字
 鹿原下原、字鹿原三五屋敷、字鹿原掃出、字鹿原小山、字鹿原東向、字鹿原小田、字鹿原堰ノ沢、字
 鹿原大畑、字鹿原中畑、字鹿原西畑、字鹿原小田刈、字鹿原中野原、字鹿原中野、字鹿原下中野北
 字鹿原下中野南、字鹿原南中野、字鹿原東原、字鹿原三杉南、字鹿原三杉中、字鹿原三杉北、字鹿原
 三杉、字鹿原家ノ下、字鹿原三杉川原、字鹿原川前一番、字鹿原南滝庭、字鹿原下台、字鹿原上台、
 字鹿原水花、字鹿原小梨沢、字鹿原小梨沢南、字鹿原川ノ上、字鹿原青野欠ノ上、字鹿原青野原南
 字鹿原青野原中、字鹿原大松、字鹿原青野東田、字鹿原屋敷、字鹿原塚ノ沢、字鹿原百刈田、字鹿原
 山岸、字鹿原林際、字鹿原山下二ノ、字鹿原内坪、字鹿原田ノ沢、字鹿原欠ノ上、字鹿原下川底、字
 鹿原川底下ノ原、字鹿原向山、字鹿原塚ノ沢山、字鹿原浦山、字鹿原一ノ沢、字鹿原宇和野中峰、字
 鹿原焼切山、字鹿原水花山、字鹿原綱ノ沢、字鹿原茨谷地、字鹿原滝ノ原、字原町六角、字原町町頭
 字原町原嶋、字原町南西屋敷、字原町北西屋敷、字原町御伊勢前、字上野目向、字原町南小山田、字
 原町高谷地西、字原町大橋、字原町桜壇、字原町三光壇、字原町南東屋敷、字原町北東屋敷、字原町
 南百ヶ清水、字原町御伊勢東、字長清水北雷屋敷、字長清水飛田、字長清水北雷屋敷一番、字長清水
 雷、字長清水荒田、字長清水西田、字長清水南雷屋敷、字長清水高江、字長清水雷屋敷、字長清水浦
 田、字長清水小泉谷地田、字長清水東田、字長清水屋敷添、字原焼橋東、字原焼橋浦、字原諸畑、字
 原木舟、字原篤沢、字原焼橋、字原雷北、字原空沼道下、字原新原木舟、字上野目大宮下、字新照井
 下、字鹿原照井、字鹿原照井下、字鹿原照井前、字照井下、字照井、字南小路、字上北浦、字原高谷
 地一番、字原高谷地屋敷、字原南江端、字原道端屋敷、字原南袖谷地、字原表若谷地、字原中原浦、
 字原芳谷地、字原高谷地三番、字下北浦一番、字中北浦、字南小路一番、字西八石、字掃留、字八石
 下一番、字下北浦、字八石下、字上中川原、字新小路、字内谷地、字外谷地、字北寺宿、字西原上

字北原、字北下原、字下原、字中畑、字南寺宿、字長壇、字町屋敷二番、字町屋敷一番、字上野原、
 字神山西、字町屋敷、字寺西、字中川原、字下夕川原、字田中二番、字八王子、字田中、字八王子前
 字田中一番、字一里塚、字神山、字沢目、字南野口、字北野口、字石原、字北ノ口、字五百刈、字鶴
 喰、字中原、字二ノ坪、字板橋、字下野目田中南、字下野目清水田南、字品沢、字北田、字下野目堰
 端、字下野目品沢、字久保田、字清水田、字下野目田中北、字下野目清水田東、字前田上、字下野目
 久保田南、字川原田、字前田下、字下野目前川原南、字下野目前川原中、字下野目清水田北、字下野
 目久保田中、字下野目雷南、字下野目雷北、字下野目北田南、字長町、字久保、字天王、字下野目畑
 田、字宮田、字下野目穴田、字下野目久保田北、字下野目久保中、字下野目前川原北、字下野目蓬
 田西、字蓬田、字樋田、字下野目東田北、字下野目東田南、字下野目久保南、字下野目藤沢、字下
 野目川端下、字中嶋北畑、字中嶋大下、字新木ノ下、字中嶋大下一番、字中嶋大柳一番、字中嶋桜壇、
 字中嶋中里、字中嶋中里南、字中嶋大柳、字中嶋堂屋敷、字中嶋堂屋敷一番、字中嶋川原田、字新堂
 屋敷、字中嶋内田、字中嶋明神下、字中嶋明膳、字新明膳、字新南田一番、字中嶋南田一番、字中嶋
 南原畑、字前欠、字館下、字前欠下川原、字城下西、字城下、字水芋薬師、字辛沢一番、字辛沢二番、
 字小瀬裏、字小瀬裏東、字庄右衛門、字仁平屋敷、字八幡堂、字矢倉西、字矢倉、字矢倉東、字台崎
 西、字台崎、字台崎東、字大曲、字長清水西、字長清水中、字長清水裏、字長清水東、字長清水前、
 字板橋北、字板橋南、字法昌寺前、字中ノ内、字深草、字権現、字新堀、字桑畑西、字桑畑東、字田
 中前、字田中浦、字味ヶ袋浦、字蟹沢、字皆伝寺、字保室、字大宮、字原町北、字原町東、字新空沼、
 字新百貫、字新諸畑一番、字新雷北、字新焼橋、字新北雷屋敷、字新南雷屋敷、字雷南、字雷東、字
 照井浦、字城内、字高谷地、字中原北、字中原南、字町下、字鶴羽美、字北ノ口前、字北ノ口東、字
 町東、字千刈田、字味ヶ袋新志田、字味ヶ袋新水沢、字鹿原川底、字鹿原川底下、字鹿原新源城、字
 鹿原新小田、字鹿原新東向、字鹿原新堰沢
 大字四日市場のうち、字荒井、字石仏、字卯吉浦、字御山浦、字岡前、字岡ノ内、字川董浦、字北
 元宿、字北田、字庚申塔、字三升時、字下谷地、字下荒井、字新宿、字宿前、字田尻、字田尻前、字
 鼓田、字長苗代、字中荒井、字杵木江、字羽引田、字東原、字古川、字舟橋、字南元宿、字元宿、字
 屋敷、字屋敷田、字要害、字要害浦
 大字下新田のうち、字青木、字荒要害、字一本柳、字太田、字大巻、字岡東、字雷、字上川原、字
 上古川、字川董、字風張、字北村前、字北村、字桑原、字小原前、字小原、字白鉢、字下江、字小路
 合、字新田、字新田前、字新田浦、字新川原、字下川原、字伊達塚、字地藏車、字寺浦、字長苗代、
 字中川原、字原、字原田、字原江、字畑中、字東田、字二ツ塚、字松木、字御穀田、字南高道、字前
 田、字輪谷
 大字下狼塚の全域

大字雑式目のうち、字大町、字三斎、字中ノ町、字羽毛、字東村、字雲雀、字北村
大字平柳のうち、字鹿島、字上柳、字上柳東、字釜田、字上新田、字上切替、字川南、字行人、字久根添、字境堀、字新田、字城野、字下谷地、字遠浦、字新堀前、字払樋、字馬場、字本屋敷、字谷地、字矢ノ目浦、字六兵衛、字石堰、字横前浦

大字羽場のうち、字北原一番、字北原二番、字黒松、字沢田、字中野奴加利、字中野奴加利二番、字西沢奴加利、字羽場裏、字屋敷、字屋敷前一番、字屋敷前二番、字屋敷前三番、字山鳥、字山鳥川原六番、字山鳥川原八番、字山鳥川原九番、字谷地奴加利、字山崎奴加利

大字城生の全域
大字菜切谷の全域

大字上狼塚のうち、字岩出、字内八幡、字永代地、字大堤東、字大堤下、字鹿島腰、字烏田、字北館、字熊野堂裏、字熊野堂裏一番、字熊野堂東、字熊野堂東一番、字熊野堂西前、字熊野堂前一番、字熊野堂前二番、字小関、字嶋畑、字新田東、字新田西、字新田裏、字新田前、字塩田、字下中切付、字下中切付一番、字新田裏一番、字新田東二番、字館前、字館西、字田中裏、字館裏、字館裏一番、字寺前、字堤上、字道行檀、字苗代一番、字苗代二番、字仲ノ町、字中島、字中北原、字西宅地、字西畑、字西岡、字西岡一番、字西岡二番、字西、字西原屋敷、字畑辺、字八幡、字東宅地辺、字日照、字東田、字東原、字東北原、字前田、字水上、字見渡、字南北原、字山崎、字西岡三番

大字下多田川の全域

大字上多田川のうち、字岩滝、字石橋、字稲子沢大畑、字石神、字石神二番、字一本杉、字白沢、字烏頭坂、字烏頭坂二番、字大窪、字大西、字大峰、字大松峰、字大松峰二番、字大日向、字大日向二番、字大関、字烏谷、字欠下、字萱野、字上屋敷田、字上屋敷田二番、字桂房、字萱野二番、字北浦、字北沢、字窪田、字小笹森、字境道北、字境道南、字沢田、字山合寺、字笹沢東、字笹沢西、字三合寺堤、字三百刈、字境道南二番、字笹沢西二番、字重坂、字下屋敷田、字塩釜川原、字新田、字新田関、字水神、字関田、字袖沢、字外新沢、字田中、字館前、字館前一番、字滝原、字大夫、字大夫二番、字大夫三番、字新沢、字堤下、字寺田、字天下森、字堂前、字筒場、字樋田、字中組屋敷、字西惣助、字羽黒、字畑田、字畑田一番、字茨沢前、字樋ノ沢、字東惣助、字東田北、字東田南、字東原前河原田、字東原屋敷、字古館、字舟窪、字別所前田、字宝清沢、字前坂、字宮前一番、字向田、字股沢、字山崎、字谷地田、字上田、字下田、字桜田

大字月崎のうち、字向田、字北扇田、字皆屋敷、字家西南、字家西北、字鳥屋ヶ森、字見当、字北原、字前屋敷、字堰合、字下町、字横前、字山畑、字西田、字妙見、字輪野、字地蔵、字山王、字寺浦、字宿、字金沢、字宿浦道上、字堂ノ口、字内田、字宿浦長谷川、字金田、字昭和、字旭

大字宮崎のうち、字二ツ石畑、字二ツ石一番、字二ツ石二番、字二ツ石三番、字二ツ石四番、字寒

風沢一番、字寒風沢二番、字寒風沢三番、字寒風沢五番、字寒風沢六番、字寒風沢七番、字寒風沢八番、字寒風沢九番、字寒風沢十番、字寒風沢十一番、字寒風沢十二番、字寒風沢十三番、字寒風沢十四番、字寒風沢十五番、字寒風沢十六番、字寒風沢十七番、字寒風沢十八番、字寒風沢十九番、字寒風沢二十番、字天光沢一番、字天光沢二番、字天光沢三番、字天光沢四番、字天光沢五番、字天光沢六番、字天光沢七番、字天光沢八番、字天光沢九番、字天光沢十番、字天光沢十一番、字天光沢十二番、字天光沢十三番、字天光沢十四番、字天光沢十五番、字天光沢十六番、字天光沢十七番、字天光沢十八番、字天光沢十九番、字天光沢二十番、字天光沢二十一番、字天光沢二十二番、字新町一番、字新町二番、字上石四番、字大橋三番、字一里塚、字早坂一番、字早坂二番、字赤坂原、字赤坂浦一番、字赤坂浦二番、字地蔵三番、字地蔵四番、字地蔵五番、字高谷地、字焼原一番、字焼原二番、字堤端一番、字堤端二番、字堤原二番、字横谷地一番、字中原、字三本木一番、字三本木二番、字三本木三番、字松浦一番、字松浦二番、字南一番、字南二番、字南五番、字南六番、字南十番、字南十二番、字北一番、字北四番、字北五番、字新田一番、字新田二番、字新田六番、字小台二番、字三ヶ内六番、字三ヶ内七番、字三ヶ内八番、字金沢一番、字金沢二番、字羽眞、字西向、字大向一番、字大向二番、字大向三番、字大向四番、字西原一番、字西原二番、字西原三番、字旭一番、字旭二番、字小原、字切込一番、字切込二番、字切込三番、字川底、字浦一番、字浦二番、字浦三番、字松沢、字北(一番の二から一番の二四まで、一番の二六から一番の三三まで、二番の三から二番の八まで、六番の五から六まで、一番の三から一番の五まで、一番の七、一番の八、一番の九、一番の二一、一四番の三、一五番の三から一五番の五まで、一六番の二から一三まで、三七番の五、三七番の九から一〇まで、三八番の八、三九番の八、四一番の三、字坂下一番、字坂下二番、字坂下三番、字坂下四番、字坂下五番、字坂下六番、字中山一番、字中山二番、字中山三番、字中山四番、字中山五番、字中山六番、字竹ノ花、字西光寺前、字西光寺二番、字君子、字除、字物置一番、字物置二番、字物置三番、字細工田一番、字細工田二番、字細工田三番、字川久保一番、字川久保二番、字川久保三番、字平野一番、字平野二番、字田沢一番、字田沢二番、字西田沢一番、字西田沢二番、字西田沢三番、字西田沢四番、字中野一番、字中野二番、字中野三番、字新中野、字観音下一番、字観音下二番、字観音下三番、字観音下四番、字観音下五番、字清水一番、字清水二番、字清水三番、字落合一番、字落合二番、字落合三番、字落合四番、字屋敷一番、字屋敷二番、字屋敷三番、字屋敷四番、字屋敷五番、字屋敷六番、字屋敷七番、字屋敷八番、字屋敷九番、字東町、字町、字山下、字麓一番、字麓二番、字麓三番、字麓四番、字麓五番、字麓六番、字麓七番、字麓八番、字鳥井原一番、字鳥井原二番、字鳥井原三番、字鳥井原四番、字鳥井原五番、字鳥井原六番、字鳥井原七番、字鳥井原八番、字鳥井原九番、字平貫一番、字平貫二番、字平貫三番、字洞雲寺一番、字洞雲寺二番、字洞雲寺三番、字洞雲寺四番、字洞雲寺五番、字洞雲寺元、字上浦一番、字南、字壇原五番、字湯ノ倉一番、字高清水、字道城一番、字道城二番、字道城前三番、字川東、字薬師堂、字平貫三番、字平貫五番、

字石坂、字鎌田一番、字鎌田二番、字鎌田三番、字鎌田四番、字鎌田五番、字寺下、字道城前一番、字道城前二番、字中寒風沢、字湯ノ倉一番、字湯ノ倉二番、字湯ノ倉三番、字赤坂浦、字赤坂一番、字赤坂二番、字旭、字小台、字三ヶ内、字新一里塚、字新大橋、字新上石、字新高谷地、字新壇原、字新壇原西、字新天光沢、字新土手浦、字新町頭、字地藏、字堤端、字永志田一番、字永志田二番、字永志田三番、字西原、字東浦、字町浦、字焼原、字横谷地、字川原、字新羽貫、字平貫、字新西原、字新西原一番、字落合、字新川原、字新道城前、字新馬坂

大字北川内のうち、字磨窪、字向田、字矢倉、字矢倉下、字山坂、字山神前、字ラントウ下、字藁野、字庄開屋敷、字下川原、字下野原、字新寛坊、字新坂、字菅生、字大門下、字中向道東田、字中向屋敷下、字仁王堂前、字野中田、字東下、字東前田、字百刈田、字平田、字蛭沢、字前田、字前田西、字前田東、字竹保呂、字八幡、字北野沢、字細谷沢、字大谷、字浦野沢、字船田、字蓬田、字鬼女堂、字川内、字梅木川原、字梨木川原、字小滝、字荒柴(一番の二から一番の四まで、一番)、字若美郷、字一ノ渡戸、字大岩下、字東向、字南屋敷、字按台、字石仏、字西向、字向ノ前、字本屋敷、字前原屋敷、字大川原田、字小沢口、字久根合、字大道畑、字若下、字諷川原、字若下屋敷、字金山屋敷、字上野屋敷、字按台下、字上野山、字大沢口、字川原田、字久根添、字栗木坂、字鴻巣沢、字小矢倉沢口、字道沖(一番)、字新按台、字新前田

大字柳沢のうち、字浜田前、字浜田、字松葉野前、字松葉野屋敷、字天神下、字松葉野下、字松葉野下川原、字太田前、字上高清水、字十文辻、字十文辻前、字諏訪前、字高清水、字寺沢、字長丸木、字的場、字谷地田、字砂坂、字新浜田、字新松葉野、字新柳沢前、字新河原

大字小泉のうち、字大道、字加賀壇、字北要害、字下ノ欠樋下、字下ノ欠道下、字町裏、字町下、字町西、字町屋敷、字扇田、字上日ノ目、字狐塚、字高田、字高見、字天神、字天神前、字中島屋敷、字仲田、字中屋敷、字深山前、字町東、字道下、字本宿、字向田、字向田浦、字向田前、字西田、字釜淵、字下ノ欠川端、字上大道、字下大道、字新小泉川原

大字木舟のうち、字川原、字新西原、字新西原道上、字館下、字西原、字西原道上、字上前田、字東田、字明神、字石塚道北、字川原道上、字川原道北、字堂田、字西田、字前田、字屋敷廻、字小泉新田

大字谷地森のうち、字百目木、字青生、字上野山、字崖下、字上鷲沢、字上川原、字川欠、字下鷲沢、字下川原、字堰向、字土台坂、字箱沢、字箱沢向、字原畑、字原畑東、字比久尼坂、字山神、字山神東、字山崎、字荒不動、字江向、字大崎、字鴨屋敷、字木戸脇、字杉田、字高畑、字築道、字天神、字洞場、字新里、字新里東、字新里前、字西田、字西田前、字白山、字白山前、字東洞場、字堀向、字本郷、字南本郷、字石神、字一本杉、字姥ヶ袋山、字大池沢、字大堀、字上館、字上谷地、字北浦西、字北浦東、字熊野、字坂下、字坂下前、字桜町、字佐野、字佐野裏、字佐野前、字佐野東

字下谷地、字堰上、字堰下、字天王、字中田、字長坂、字西沢口、字根岸、字八合田、字東沢、字東沢口、字吹張、字樋渡、字前田、字真似屋敷、字峯岸、字峯岸前、字宮田、字西猪沢山、字東猪沢山、字槽崎、字赤沼、字天神堂、字上野原山、字新百目木、字新佐野前、字新石神

大字鳥嶋のうち、字大清水、字鹿嶋、字上沢田、字下沢田、字川原屋敷、字下籠、字館前、字寺前、字日月、字畑田、字東田、字東山、字吹張屋敷、字門前、字屋敷、字山平、字要書、字若宮、字若宮西、字天王浦、字踏歩沢西、字踏歩沢東、字小清水、字古館、字向田

大字鳥屋ヶ崎の全域
大字孫沢の全域

大字米泉のうち、字北原、字堰ノ内、字屋敷、字天神、字上川原、字的場、字川窪、字堰端、字前田、字小池、字杷の木田、字小池屋敷、字清水端、字田川、字田川畑、字成瀬川、字落合、字高田、字坂ノ上、字川崎、字赤沼、字高田原、字高田浦、字深田、字川原田、字中川原、字鳥屋ヶ崎境、字夷、字土橋天水、字中野、字中峯、字西谷地、字細峯、字三角原、字眞浦沢、字当清沢、字西野、字西原、字東野、字狼沢、字金坂、字大峯沢、字大峯、字小池浦、字沢目、字新福田、字長谷川、字福田南、字福浦、字下川原

大字君ヶ袋のうち、字唸、字川端、字北川原北、字北川原東、字堰端、字白山、字前田屋敷、字松木、字水押北、字道下、字道端

大字沼ヶ袋のうち、字大崎、字妙見、字西田、字沢目、字西田東、字赤沼、字籠田

○宮城県告示第千十八号
農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十五年宮城県告示第百三十四号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成十八年九月二十六日から施行する。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
小野田町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第千十九号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第百六十号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成十八年九月二十六日から施行する。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
中新田町及び宮崎町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣臨時代理国務大臣から通知があった。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

白石市小原字金山五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（産業経済部森林整備課）及び白石市役所（農林課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣臨時代理国務大臣から通知があった。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町入谷字入大船沢二四一の一七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（産業経済部森林整備課）及び南三陸町役場（産業振興課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣臨時代理国務大臣から通知があった。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

柴田郡川崎町大字小野字笹平山一〇の三、一一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（産業経済部森林整備課）及び川崎町役場（産業振興課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成十八年九月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百五十七号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後			
一〇・四	一三・八		二〇・五	八二〇・〇
			三〇・四	八二〇・〇

○宮城県告示第十二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
北早坂沢	宮城県松島町手樽（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県仙台土木事務所
北早坂沢	宮城県松島町手樽（次の図のとおり）		
西三浦沢	宮城県松島町手樽（次の図のとおり）		
西三浦沢	宮城県松島町手樽（次の図のとおり）		
三浦沢3	宮城県松島町手樽字才ノ神（次の図のとおり）		
三浦沢1	宮城県松島町手樽（次の図のとおり）		
三浦沢2	宮城県松島町手樽（次の図のとおり）		

三浦沢2	土石流	宮城県松島町手樽（次の図のとおり）
三十狩沢	土石流	宮城県松島町松島（次の図のとおり）
山岸沢	土石流	宮城県利府町沢乙字山岸（次の図のとおり）
浜田沢5	土石流	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）
浜田沢4	土石流	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）
浜田沢3	土石流	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）
中倉の1	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町赤沼字中倉（次の図のとおり）
浜田の2	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）
浜田の3	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）
榎	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町菅谷（次の図のとおり）
大日向	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町赤沼字大日向（次の図のとおり）
浜田の4	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町赤沼字井戸尻（次の図のとおり）
浜田の5	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町赤沼字井戸尻（次の図のとおり）
浜田の6	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）
後沢の1	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町（神谷沢、菅谷）（次の図のとおり）
後沢の2	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町（神谷沢、菅谷）（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第十二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
湯ノ原沢	土石流	宮城県松島町松島（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県仙台台東土木事務所
浜田沢2	土石流	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）	
浜田沢	土石流	宮城県利府町赤沼字井戸尻（次の図のとおり）	
中倉沢	土石流	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）	
中倉沢	土石流	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）	
中倉沢	土石流	宮城県利府町赤沼（次の図のとおり）	

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所に
 おいて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十二十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、志田郡桑折江土地
 改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成十八年九月二十六日

宮城県大崎地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成十八年九月七日	佐藤 良伍	大崎市松山長尾字氷室百六十八番地	理事
平成十八年九月七日	鈴木 文英	大崎市三本木桑折字多高田三十一番地	理事
平成十八年九月七日	加藤 功	大崎市三本木上伊場野字境四十六番地	理事
平成十八年九月七日	佐藤 信藏	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理事
平成十八年九月七日	中鉢 勝義	大崎市松山次橋字山王八十九番地一	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成十八年九月七日	迫 裕市	大崎市松山千石字松山三百五番地	理事
平成十八年九月七日	小原文 夫	大崎市松山千石字館浦二十六番地	理事
平成十八年九月七日	今野 時男	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
平成十八年九月七日	佐々木 眞一	大崎市松山須磨屋字六軒屋敷道下七十番地	理事
平成十八年九月七日	佐藤 慎	大崎市鹿島台船越字本屋敷百十八番地	理事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成十八年九月六日	佐藤 良伍	大崎市松山長尾字氷室百六十八番地	理事
平成十八年九月六日	鈴木 文英	大崎市三本木桑折字多高田三十一番地	理事
平成十八年九月六日	加藤 功	大崎市三本木上伊場野字境四十六番地	理事
平成十八年九月六日	佐藤 信藏	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地	理事
平成十八年九月六日	中鉢 勝義	大崎市松山次橋字山王八十九番地一	理事
平成十八年九月六日	迫 裕市	大崎市松山千石字松山三百五番地	理事
平成十八年九月六日	小原文 夫	大崎市松山千石字館浦二十六番地	理事
平成十八年九月六日	今野 時男	大崎市松山長尾字前九十番地	理事
平成十八年九月六日	佐々木 眞一	大崎市松山須磨屋字六軒屋敷道下七十番地	理事
平成十八年九月六日	佐藤 慎	大崎市鹿島台船越字本屋敷百十八番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 宮城大学食産業学部図書及び視聴覚資料 一式
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成十九年三月十五日
 - 4 納入場所 宮城大学食産業学部
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成十八年度物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。
- 3 2以外の者で開札時までには物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 過去に本件と同等又は類似の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- 5 入札に参加を希望する者は、4に掲げる事項を証する書類を平成十八年十月二十七日までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話 〇二二・二二一・三三三三）へ平成十八年十月二十四日までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部県立大学室管理班（担当 佐藤 電話〇二二・二二一・二四六八）

- 2 入札書の提出期限 平成十八年十一月七日午後五時（郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到着すること）。ただし、入札書を持参する場合は、3の開札の日時までとする。
- 3 開札の日時及び場所 平成十八年十一月八日午前九時三十分 第二入札室（宮城県庁第一階）

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者
 - 2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。
 - 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
 - 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Nature and Quantity of Item (s) to be Procured: Books and audio-visual materials for the School of Food, Agricultural and Environmental Sciences, Miyagi University (1 set)
 - 2 Deadline for Delivery: March 15, 2007
 - 3 Place of Delivery : School of Food, Agricultural and Environmental Sciences, Miyagi University
 - 4 Deadline for Bid: November 7, 2006, 5:00 p.m.
 - 5 Contact : Management Section, Prefectural University and College Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2468

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、平成十八年九月十五日その工事を完了した。
平成十八年九月二十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 遠田郡涌谷町涌谷字千間江四十九、五十、五十一の二、五十四の二、五十五、五十六、五十七、五十八の二、五十八の二、七十七及び七十八、四十九及び五十五の各地先水路の一部並びに五十七の地先道の一部
- 仙台市青葉区二日町二の二十二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

扇屋商事株式会社

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成十八年九月十九日その工事を完了した。
平成十八年九月二十六日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 大崎市岩出山上野目字涎池十七の二、十八の二、十九、三十七の二、三十七の三、三十八の二、三十九の二及び四十の二、並びに同市岩出山上野目字要害七十の二、七十八の二、七十九の二、八十一の二、八十一の三の一部、八十五の二、八十七の二及び八十七の二
- 秋田県湯沢市前森一丁目二の六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

株式会社 日敷

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県工事管理システム(仮称)開発事業に係る設計構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札を決定した日 平成十八年九月十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所 テクノ・マインド株式会社(みやぎ工事管理システム構築地元企業連合代表構成員) 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号

五 落札金額 一億五千七百七十万円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成十八年七月七日

八 総合評価による評価値 千点満点中五百七十点(うち技術提案評価点五百二十五点、価格評価点四十五点)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成十八年九月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品 警察官被服用品 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成十八年十二月八日(詳細は、入札説明書による。)

4 納入場所 宮城県警察本部及び各警察署

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 当該物品又は類似品を相当数納入した実績を有すること。

5 アフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていること。

6 当該物品に係る構成、性能及び定価に関する資料を作成すること。

7 入札に参加を希望する者は、4及び5に掲げる事項を証する書類を平成十八年十月二十五日までに3の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒

九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三(一)へ平成十八年十月二十三日までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の作成 入札書は、三の4に掲げる購入物品のうち納入しようとするものことに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班(担当 菊地 彩 電話〇二二・二二一・三三三三(一))

3 入札書の提出期限 平成十八年十一月二日午後五時十五分(郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到着すること)。ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。

4 開札の日時及び場所

- (一) 白色ワイシャツ 平成十八年十一月六日午後一時三十分 第一入札室(宮城県庁舎二階)
- (二) 靴下ほか 平成十八年十一月六日午後一時四十分 第一入札室(宮城県庁舎二階)
- (三) アンダーウェア 平成十八年十一月六日午後一時五十分 第一入札室(宮城県庁舎二階)
- (四) 捜査員作業服 平成十八年十一月六日午後二時 第一入札室(宮城県庁舎二階)
- (五) 丁シャツ・トレーナー 平成十八年十一月六日午後二時十分 第一入札室(宮城県庁舎二階)
- (六) 運動靴 平成十八年十一月六日午後二時二十分 第一入札室(宮城県庁舎二階)
- (七) 長靴・敷革 平成十八年十一月六日午後二時三十分 第一入札室(宮城県庁舎二階)
- (八) 防寒靴 平成十八年十一月六日午後二時四十分 第一入札室(宮城県庁舎二階)
- (九) 短靴男女A・B 平成十八年十一月六日午後二時五十分 第一入札室(宮城県庁舎二階)
- (十) 短靴男女C 平成十八年十一月六日午後三時 第一入札室(宮城県庁舎二階)

四 入札に参加することができない者

- 1 一に定める資格を有しない者
- 2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条 第九十

八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to Be Procured : An outfit for Miyagi Prefectural police officer
- 2 Deadline for Delivery: December 8, 2006.
- 3 Place of Delivery : General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters and to each police station throughout Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : November 2, 2006, 5:15 p.m.
- 5 Contact Person : Aya Kikuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, TEL: 022-211-3332

選挙管理委員会

○宮選管告示第五二号

平成十七年宮選管告示第八号(個人演説会を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成十八年九月二十六日

宮城県選挙管理委員会

七ヶ宿町開発センターの項の次に次のように加える。
七ヶ宿町活性化センター

同 郡 同 町 字 関 一 八 七 番 地

委員 長 槻 田 久 純